

違法駐車を路上から締め出す

保管場所法・道路交通法の改正

保管場所法・道路交通法の主な改正点

保管場所法	項目	現行	改正後
	保管場所の確保の義務	すべての車にあり	同
手続き	小型・普通車以上上の車	登録時に「保管場所証明」が必要	同
	軽自動車	規定なし	届出が必要
	保管場所の位置の変更	規定なし	すべての車に届出の義務
	保管場所の保有を示す標章	規定なし	すべての車に張る
	使用制限	規定なし	保管場所を確保するまで使用禁止命令ができる

道路交通法	車放置	運転者の責任	運転者を捜して反則金または罰金	同
		使用者（管理責任者）の責任	規定なし	指示、自動車の使用制限などの措置

いま、違法駐車が問題になっています。今までのような取り締まり方では、限界にきていたといわれている違法駐車に対し、違法駐車の根本的な締め出しを狙った保管場所法（車庫法）と道路交通法の改正法が、今年六月二十六日の国会で成立しました。

今回の改正では、道路を保管場所として使っている、いわゆる「青空駐車」は保管場所法で、それ取り締まりが強化されるようになりました。

保管場所法の主な改正点は次に挙げる三つです。

- 第一に、今まで保管場所証明の必要がなかった軽自動車にも、届出制が導入されます。最寄りの警察に保管場所の位置を届け出ることが義務づけられます（※1）。
- 第二に、軽自動車を含むすべての自動車の所有者は、保管場所を変更した際、警察に変更届を出さなければならなくなりました（※2）。

これにより、警察は保管場所の位置を継続的に把握することができるようになり、青空駐車を締め出せるというわけです。

第三に、保管場所があることを証明する、各警察署長発行の標章（車庫有りシール）を車に表示することが義務づけられます。保管場所のない車については、これを確保できるまで各都道府県の公安委員会により、運行の制限を受けることになります（※3）。

このようにして、軽自動車、普通自動車などの車種を問わず、車庫の有無を明確にし、青空駐車をなくしていく方針です。また、規則を守らなかった場合の罰則も強化されています。

（※1）当面は大都市に限ることになっており、東京二十三区と、大阪市内だけに適用される予定です。また、改正法施行前に取得した車には適用されません。（※2）法改正前に取得した軽自動車は、改正後、保管場所の位置を変えても届出の必要はありません。（※3）改正法施行後、車を取得したり、保管場所を変えたりしたものから順次適用されます。

保管場所法の主な改正点

これにより、警察は保管場所の位置を継続的に把握することができるようになり、青空駐車を締め出せるというわけです。

第三に、保管場所があることを証明する、各警察署長発行の標章（車庫有りシール）を車に表示することが義務づけられます。

一方、道路交通法の大きな改正点は、車の運転者だけでなく、所有者の責任をより明確にした点です。駐車違反ステッカーを張られてそのまま逃げてしまう悪質なドライバーがいます。後日、車の所有者に責任を追及しても、「わたくしが運転していたわけではない」「車を貸していたが、だれに貸したか忘れてしまった」などと責任のがれをし、取り締まれないといたケースがありました。

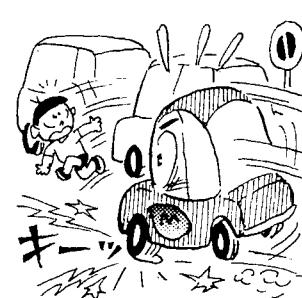
もし、指示があつてから一年以内に放置を繰り返したときは三ヶ月以内、管理者が業務上、運転者に放置行為を命令したり、容認したりした場合には六ヶ月以内の範囲で自動車の使用制限命令が出されることがあります。

違法駐車によって引き起こされる交通事故

交通渋滞や交通事故

東京の主要交差点の渋滞時間はこの五年間に一三・四%、大阪では二二・五%長くなっています。

また東京都区内、大



阪市内、名古屋市内でこの自動車の平均走行速度は、昭和六十年ですでに時速二十キロを割ってしまっているのです。

違法駐車はこうした交通渋滞のほか、駐車している車の陰からの飛び出し事故など、交通事故の原因になっています。

平成元年に起きた駐車関係の事故による死傷者は、一万四百七十

人。このうち死者は三百六十人と、単純計算で毎日一人が死亡し、二十七人が傷を負っています。

しかもこの数字は、駐車中の車への衝突、駐車中の車の陰からの飛び出し事故などの直接的な事故だけであります。ですから、駐車中の車をよけて電信柱に追突してしまったなどのいわば間接的原因となった事故を含めれば、相当数になるとと思われます。

道路交通法の主な改正点

このようなことのないよう、放置車両があった場合、車の所有者に指示し、放置行為を防止するため必要な措置を講じさせることになります。運転していたのがだれであれ、車の所有者に最終的な責任が課せられるようになるわけです。